

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行等について
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：選挙管理委員会事務局）

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行
担当課	選挙管理委員会事務局
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区(以下「区」という。)における選挙人名簿、在外選挙人名簿および国民投票の投票人名簿の名簿登録要件(下記のとおり)を満たす者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、選挙管理委員会では、住民記録システムから提供を受ける住民記録データに基づき、選挙人名簿(在外選挙人名簿含む)の調製並びに管理を行っている。毎年3、6、9、12月及び選挙時に、名簿登録要件を満たす者を登録し、登録月以外の月毎に名簿登録要件を満たさなくなった者について抹消する。</p> <p>なお、選挙時において、選挙人名簿管理システム及び在外選挙人名簿管理システムで確定した選挙人のデータを、投票所管理システム・期日前投票管理システムへ移行させ、投票事務を行っている。</p> <p>令和3年9月1日、地方公共団体に対し、住民記録事務をはじめとする23の標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が施行され、令和7年度末までに選挙人名簿等管理システムも、標準化へ対応することが求められている。</p> <p>併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用においてガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドを利用し、選挙人名簿等管理システムの運用を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>「標準化法」に基づき下記の事務を処理するシステムを「選挙人名簿管理システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。</p> <p>ア 永久選挙人名簿 イ 在外選挙人名簿 ウ 期日前投票管理 エ 当日投票管理</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>選挙人名簿管理システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>① 選挙人名簿管理システム標準化にあたり、前項(1)電算処理および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。</p>

② 前項①において移行した選挙人名簿管理システムについて、運用保守業務を委託する。

3 対象人数

(1) 永久選挙人名簿登録者数 (令和5年9月1日現在)
275,406名

(2) 在外選挙人名簿登録者数 (令和5年9月1日現在)
1,079名

※ 国民投票の投票人名簿の調製については、国民投票の執行が決定した後に行う。

※ 個人情報の流れは、資料80-1のとおり

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	永久選挙人名簿 在外選挙人名簿 期日前・不在者投票管理 当日投票管理
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 区における選挙人名簿・在外選挙人名簿および国民投票の投票人名簿の登録要件を満たす者</p> <p>2 記録項目 <選挙人・投票人> 宛名番号・氏名・性別・生年月日・世帯番号・世帯主氏名・住所・区民年月日・転入届出日・異動日・異動届出日・異動事由・前住所・転出先住所・本籍・名簿登録日・投票区・簿冊番号・名簿簿冊頁・名簿行番号・投票コード <在外選挙人> 申請先・氏名・生年月日・性別・外国住所・定住年月日・国内最終住所・国外転出年月日・本籍・選挙人証住所・送付先住所・連絡先電話番号</p> <p>3 記録するコンピュータシステム(ガバメントクラウド上に構築)</p>
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	<p>現在、情報システム課が提供しているホストコンピュータにより、住民基本台帳等に関する事務の運用を実現している。</p> <p>「標準化法」に基づき、下記の事務を処理するシステムの標準化を行うため、「選挙人名簿管理システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。</p> <p>(1) 永久選挙人名簿 (2) 在外選挙人名簿 (3) 期日前・不在者投票管理 (4) 当日投票管理</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和6年4月から令和6年12月まで 開発および移行期間 令和7年1月から 本稼働

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムの外部結合について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	永久選挙人名簿 在外選挙人名簿 期日前・不在者投票管理 当日投票管理
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 区における選挙人名簿・在外選挙人名簿および国民投票の投票人名簿の登録要件を満たす者</p> <p>2 記録項目 <選挙人・投票人> 宛名番号・氏名・性別・生年月日・世帯番号・世帯主氏名・住所・区民年月日・転入届出日・異動日・異動届出日・異動事由・前住所・転出先住所・本籍・名簿登録日・投票区・簿冊番号・名簿頁番号・名簿行番号・投票コード <在外選挙人> 申請先・氏名・生年月日・性別・外国住所・定住年月日・国内最終住所・国外転出年月日・本籍・選挙人証住所・送付先住所・連絡先電話番号</p>
結合の相手方	デジタル庁(ガバメントクラウドの運用主体)
結合する理由	これまでの選挙人名簿管理システムでは、情報システム課が整備したネットワーク環境の中でのみ運用しているが、地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムでは、デジタル庁が提供する、ガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムを利用するため、ガバメントクラウドとの結合が必要である。
結合の形態	情報システム課が提供する区イントラ端末から、ガバメントクラウド接続サービスを利用して、選挙人名簿管理システムが構築されているガバメントクラウドに結合する。
結合の開始時期と期間	令和7年1月(予定)(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行に係る業務の委託について

保有課 (担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	永久選挙人名簿 在外選挙人名簿 期日前・不在者投票管理 当日投票管理
委託先	行政システム株式会社 東京支店 (プライバシーマーク・ISMS・ISO/IEC27001 取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 区における選挙人名簿・在外選挙人名簿および国民投票の投票人名簿の登録要件を満たす者 2 情報項目 <選挙人・投票人> 宛名番号・氏名・性別・生年月日・世帯番号・世帯主氏名・住所・区民年月日・転入届出日・異動日・異動届出日・異動事由・前住所・転出先住所・本籍・名簿登録日・投票区・名簿簿冊番号・名簿頁番号・名簿行番号・投票コード <在外選挙人> 申請先・氏名・生年月日・性別・外国住所・定住年月日・国内最終住所・国外転出年月日・本籍・選挙人証住所・送付先住所・連絡先電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体 (選挙人名簿管理システム)
委託理由	1 「標準化法」に基づき住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。 2 上記委託先は現行システムの導入業者であり、当該システム及び連携について熟知しているところである。また、選挙人名簿管理システム標準化に係る環境構築及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であるため、当該委託先以外の者による下記委託内容の実施が困難である。従って、上記委託先に当該業務を委託することで、安全かつ効率的な運用を実現する。
委託の内容	「標準化法」に基づき作成された「選挙人名簿管理システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行を委託する。 また、移行したシステムについて、システムの運用保守および障害対応を委託する。
委託の開始時期及び期限	令和6年4月から令和7年3月31日まで(翌年度も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり